

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		山形県酒田市					
プ ラ ン の 名 称		市立八幡病院の公立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 2月 日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度					
病院の現状	病 院 名	酒田市立八幡病院					
	所 在 地	酒田市小泉字前田37番地					
	病 床 数	一般病棟 46床					
	診 療 科 目	内科・外科・リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院周辺(半径4キロメートル)には開業医や診療所が無い状況にあり、通常の診療所機能、救急救命機能が望まれている。</li> <li>・日本海総合病院等が受け持つ高度医療を効率的に回転させるため、治療後の患者の一時的な受皿としての入院機能が必要とされる。</li> <li>・医師不足の状況下にあるため、県の要望する機能である公衆衛生的な立場で実施してきた健康診断等については診療の確保を優先させるため、住民に不便な思いをさせてしまうが、15キロ離れた民間の健診専門機関に任せるべきと考える。</li> </ul>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の建設改良に要する経費(建設改良費、企業債元利償還金等)の2分の1(但し、当分の間は全額)</li> <li>・リハビリテーション医療に要する経費(実績額の2分の1) 救急医療の確保に要する経費(全額)</li> <li>・高度医療に要する経費(全額)</li> <li>・保健衛生行政事務に要する経費(全額) 経営基盤強化対策に要する経費</li> <li>・医師及び看護師等の研究研修に要する経費(実績額の2分の1)</li> <li>・病院事業の研究研修に要する経費(実績額の2分の1)</li> <li>・保健、医療、福祉の共同事業等に要する経費(実績額の2分の1)</li> <li>・自治体病院の再編等に要する経費(交付税措置分相当額)</li> <li>・児童手当及び基礎年金拠出金に要する経費(全額)</li> <li>・診療体制の維持確保に要する経費(所要額)</li> <li>・医師確保対策に要する経費(実績額)</li> </ul>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	103.3	103.0	100.1	102.0	106.8	
	職員給与費比率	65.3	69.9	71.4	70.1	65.2	退職金を含む
	病床利用率	87.4	92.0	92.5	92.5	92.5	
上記目標数値設定の考え方		<p>(経常黒字化の目標年度:21年度達成見込)</p> <p>平成18年度 不採算地区病院の主な経営指標にかかる全国平均値の「50床未満、公立病院(黒字病院)の数値を基準として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経常収支の101.9%以上の達成</li> <li>・職員給与費対医業収益比率61.3%以下の達成を目指す、職員の若返りの効果が出るのは、25年度以降の見通しです。</li> </ul> <p>(大量に退職者が出た場合の退職金は含めずに算出するものと仮定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病床利用率71.2%以上の達成</li> </ul>					

				団体名 (病院名)	山形県酒田市 (市立八幡病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
病床利用率		87.4	92.0	92.5	92.5	92.5	
リハビリ実施件数		13,391	13,400	13,400	13,450	13,450	
訪問看護件数		2,506	2,500	2,550	2,550	2,600	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	・現在、検査の迅速化を目的に直営で検査を行っており、検査機械が対応しない一部項目について外部業者に委託を行っているが、検査項目の単価・迅速化の必要度等を見直し、民間が有利な部分は委託項目数を増やせないか22年度に向け検討を行ないます。					
	事業規模・形態の見直し	・少ない医師数のなか、診療機能を充実させるため、21年度より人間ドックを廃止します。					
	経費削減・抑制対策	・20年度より順次契約見直しを行い、長期継続契約の制度を有効活用し、委託契約や賃借契約等の単価引き下げを目指します。					
	収入増加・確保対策	・21年度から診療時間の延長を検討し、外来患者の増を目指します。					
その他	・医師数の減少に対応した事業の選択を行い、経営の効率化を目指します。						
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	93.48%	18年度	92.28%	19年度	87.43%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	若干病床が不足している様だが、病床稼働率の向上、増床に伴う建設費の負担を考えると現状で良いと考えます。					

団体名  
(病院名)

山形県酒田市 (市立八幡病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	庄内二次医療圏内で酒田市周辺の北庄内では、遊佐病院(民間)・八幡病院(市立)・日本海総合病院(独法)・日本海総合病院酒田医療センター(独法)・本間病院(民間)・庄内余目病院(民間)の6つで、本間病院と遊佐病院は救急告示をしていない。八幡病院から車で15分の範囲にあるのは遊佐病院だけである。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	市町村立病院については医療計画では、 地域における一般的な外来・入院等の医療提供機能。 一次医療を補完する機能。 地域住民の健康診断や健康づくり、保健指導など保健センターとしての拠点機能。 地域住民の生活環境等を踏まえた療養環境確保のための医療・福祉・介護との調整機能。 二次救急医療機能。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度	<内容> 地域自治体病院懇談会にて、20年6月9日・9月4日・11月25日に協議会を開催し、20年12月の協議結果、 地域の医療機関との連携 地域連携クリティカルパスの運用 医療情報のネットワーク化 慢性期医療等における南北庄内間の連携 一般医療と精神医療との連携を踏まえ引き続き検討していきます。 現在でも、酒田地区医師会の患者紹介システムや日本海総合病院との患者紹介システムを活用して、患者の相互紹介や患者の利便性の向上を行なっております。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所には☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所には☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡		
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	<input checked="" type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
その他特記事項		<時期> 平成25年度	<内容> ・医師の確保のしやすさやスケールメリット等の観点から考えれば地方独立行政法人 ・不採算部門の堅持、長期入院の受入による高度医療の支援の観点から考えれば公営企業法全部適用 ・救急の廃止、看護師人件費の節減等最低限の機能に限定しての存続方法としての診療所化 の選択を考えているが、独立行政法人化するにしても統合先の日本海総合病院の今後動向がはっきりしないと無理であり、住民に対して経営形態の見直しについての同意を求めるのに時間がかかるため、25年度を目標に検討する。	

(別紙)

団体名 (病院名)	山形県酒田市 (酒田市立八幡病院)
--------------	-------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	747	749	548	573	575	578
	(1) 料 金 収 入	677	678	480	504	505	506
	(2) そ の 他	70	71	68	69	70	72
	うち他会計負担金	38	40	42	41	41	41
	2. 医 業 外 収 益	140	203	149	138	140	142
	(1) 他会計負担金・補助金	139	201	147	136	138	140
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金						
	(3) そ の 他	1	2	2	2	2	2
	経 常 収 益 (A)	887	952	697	711	715	720
	支	1. 医 業 費 用 b	824	873	635	682	675
(1) 職 員 給 与 費 c		440	489	383	409	403	377
(2) 材 料 費		224	234	81	78	79	79
(3) 経 費		123	107	117	118	116	114
(4) 減 価 償 却 費		34	34	36	40	42	45
(5) そ の 他		3	9	18	37	35	34
2. 医 業 外 費 用		49	49	42	28	26	25
(1) 支 払 利 息		32	31	29	16	14	13
(2) そ の 他		17	18	13	12	12	12
経 常 費 用 (B)		873	922	677	710	701	674
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		14	30	20	1	14	46
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特別損益 (D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		14	30	20	1	14	46
累 積 欠 損 金 (G)		47	17	3	4	18	64
不良債務	流 動 資 産 (ア)	454	578	450	448	445	443
	流 動 負 債 (イ)	81	132	81	81	81	81
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引 不良債務 (オ)	$\{(イ)-(I)\} - \{(ア)-(ウ)\}$	373	446	369	367	364	362
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )		45	73	77	2	3	2
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		101.6	103.3	103.0	100.1	102.0	106.8
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(イ)} \times 100$		49.9	59.5	67.3	64.0	63.3	62.6
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		90.7	85.8	86.3	84.0	85.2	89.1
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		58.9	65.3	69.9	71.4	70.1	65.2
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
病 床 利 用 率		92.3	87.4	92.0	92.5	92.5	92.5

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出する  
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	2	17	349	13	13	13
	2. 他会計出資金	43	46	64	78	90	94
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	1	5	8		2	2
	7. その他						
	収入計 (a)	46	68	421	91	105	109
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	46	68	421	91	105	109	
支 出	1. 建設改良費	6	23	38	14	14	14
	2. 企業債償還金	31	34	384	67	80	84
	3. 他会計長期借入金返還金	11	11	11	11	11	11
	4. その他						
	支出計 (B)	48	68	433	92	105	109
差引不足額 (B) - (A) (C)	2	0	12	1	0	0	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	2	0	12	1	0	0
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)	2	0	12	1	0	0	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( 25,842 ) 176,766	( 29,831 ) 241,641	( 11,360 ) 189,098	( 6,808 ) 178,196	( 7,376 ) 180,336	( 7,015 ) 182,002
資本的収支	( 22,395 ) 42,741	( 23,508 ) 45,613	( 33,961 ) 64,913	( 39,268 ) 78,748	( 44,433 ) 90,478	( 45,354 ) 94,355
合計	( 48,237 ) 219,507	( 53,339 ) 287,254	( 45,321 ) 254,011	( 46,076 ) 256,944	( 51,809 ) 270,814	( 52,369 ) 276,357

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。